

○財務省告示第七十八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年二月二十一日に発行した割引短期国  
債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年三月九日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 国庫短期証券（第百七十二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用 以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法 各申込みのうち応募価格の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。

十 一	九 八	七	六
一		ロ イ	ロ イ
発	振 額 最	払	発
行 行	替 単	込 金	行 行
価 日	位	額	額
格	金	額	額
日	金	額	額
格	金	額	額
平成二十三年二月二十一日	す。の記載又は記録は、最も低い金額と	千七百四十億六千八百	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申
	の記載又は記録は、最も低い金額と	千七百四十億六千八百	応募限度額の範囲内において各申
	の記載又は記録は、最も低い金額と	千七百四十億六千八百	応募限度額の範囲内において各申
	の記載又は記録は、最も低い金額と	千七百四十億六千八百	応募限度額の範囲内において各申
	の記載又は記録は、最も低い金額と	千七百四十億六千八百	応募限度額の範囲内において各申
	の記載又は記録は、最も低い金額と	千七百四十億六千八百	応募限度額の範囲内において各申
	の記載又は記録は、最も低い金額と	千七百四十億六千八百	応募限度額の範囲内において各申

十六	十五	十四	十三										イ	
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	行争入札発	非価格競	者第I	特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	
平成二十三年二月二十一日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に					十三銭二厘	額面金額百円につき九十九円八	募価格八厘以上のそれぞれの応	額面金額百円につき九十九円八